令和５年度社会福祉施設等施設整備費補助事業等について

施 設 支 援 班

１　補助事業の概要

本事業は，国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し，社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について，県の予算の範囲内で補助を行うものです。

但し，仙台市内に所在する施設等の整備については，仙台市が補助事業の実施主体となります。

２　補助対象事業者

社会福祉法人，医療法人，日本赤十字社，公益社団法人，一般社団法人，公益財団法人，一般財団法人，ＮＰＯ法人，営利法人等

３　補助対象施設

・**障害者総合支援法に基づく施設**

障害福祉サービス事業所（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，療養介護，生活介護，短期入所，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援，自立生活援助，共同生活援助），障害者支援施設，相談支援事業所，福祉ホーム

・**児童福祉法に基づく施設**

児童福祉施設（障害児入所施設，児童発達支援センター），児童発達支援事業所，放課後等デイサービス事業所，居宅訪問型児童発達支援事業所，保育所等訪問支援事業所，障害児相談支援事業所

４　整備区分

・　**創設**（新たに施設を整備すること。）

※　新たに障害福祉サービスを開始するため，別な用途で使われている既存建物の改修する場合を含む。

・　**増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）

・　**改築**（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む）をすること。）

・　**大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等）

※　消防法令等により必要となる設備の整備，防犯カメラ設置等の安全対策，安全上問題のある既存ブロック塀等の改修を含む。

※　大規模修繕等の詳細については，厚生労働省の定める「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」を参照。

・　**スプリンクラー設備等整備**

・　**老朽民間社会福祉施設整備**（障害福祉サービス事業所，障害者支援施設，障害児入所施設）

・　**避難スペース整備**（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く。）

５　補助率等

（例）

・土地の購入費や整地費

・職員の宿舎の整備費

・備品の購入費

・工事事務費のうち工事請負費の2.6％を越える部分

総事業費のうち補助対象経費の３／４以内（国：１／２以内，県：１／４以内）

総事業費

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象外経費 |
| 国補助金 | 県補助金 | 自己資金 |

**補助金**

**3/4以内**

**自己資金**

**1/4以上**

※　整備区分が「創設」，「増築」，「改築」，「老朽民間社会福祉施設整備」又は「避難スペース整備」の場合，『補助対象経費の総額の３／４』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して，低い方の金額が補助上限額となります。

※　整備区分が「大規模修繕等」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合，『補助対象経費の総額』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して，低い方の金額に３／４を乗じた金額が補助上限額となります。

※　上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため，必ずしも，満額の交付を保証するものではありません。

※　自己資金に寄付金を充てる場合は，補助上限額が上記の場合とは異なることがあります。

（参考）補助金算定の考え方

グループホーム（定員2名の短期入所を合わせて整備）を新築（創設）する場合の例

（単位：千円）

補助対象経費

事業者負担

補助金の額

補助基準額

対象経費の3/4

工事事務費

工事請負費

ＢとＣの

小さい方

Ｃ

Ｂ

Ａ

24,900

(GH単価）

＋

5,500

(短期入所整備加算)

30,400

総額（補助対象経費）

32,800

24,600

実際800

32,000

①

＝

3/4

×

＋

＝

(A×2.6%)

832

8,200

24,600

＝

総額

38,000

実際3,000

35,000

②

26,932

(端数切捨)

11,068

26,932

×

＝

補助対象経費

35,910

(A×2.6%)

910

＝

＝

3/4

＋

＝

総額

43,000

実際3,000

40,000

③

30,400

12,600

30,780

×

＝

補助対象経費

41,040

(A×2.6%)

1,040

＝

3/4

＋

※24,900千円は，4～10人のGH本体の

標準補助基準額（R3改定）。

付帯する機能によっては所定の加算が

算定できます。（例では短期入所）

※工事事務費は工事請負費の2.6%

　に相当する額を限度に算定可能。

６　令和５年度事業に係るスケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| Ｒ４　　５月～６月６月下旬８月下旬～９月上旬～９月末１０月～１２月Ｒ５　　１～３月３月下旬３月末６月下旬頃７月頃Ｒ６　　３月上旬まで | ○事業の協議受付開始○障害福祉関係施設の整備計画（別紙）提出締切り○所定の各書類提出締切り○第一次審査（書類審査）○第二次審査（事業ヒアリング）○国庫補助協議案件候補選定○社会福祉施設等の整備に関する審査会○国庫補助協議案件を決定○国庫補助協議（県→国）○国庫補助内示（国→県）○補助内示（県→事業者）**※内示を受けて事業の着手が可能となります。****内示前に着手したものは本補助事業の対象外となります。**○補助金交付申請（事業者→県→国）○交付決定（国→県→事業者）○事業完了○実績報告（事業者→県→国） |

７　留意事項

**（１）事業計画について**

・　特段の理由がある場合を除き，書類提出後の計画変更（事業種別，定員及び基本設計等）は認められません。

・　施設整備予定地は，建築基準法や農地法など関係法令による規制に抵触していないことを確認し，確実に事業が継続できる場所を確保してください。

・　事業計画は，施設整備予定地の属する市町村が策定する障害福祉計画との整合性が図られていることが必要となります。そのため，事前に市町村の障害福祉担当課に対しても事業計画の説明等を行ってください。

・　新規に障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合には，指定基準等について事前に県障害福祉課担当者等と調整を行ってください。

**（２）財産処分について**

・　原則として，補助金を活用して取得又は効用の増加した施設等（財産）については，処分に制限がかかります。財産処分を行う場合は，必ず**処分前に**県の承認を受ける必要があります。

処分とは．．．補助の目的に反した使用，譲渡，交換，貸付，担保(抵当権の設定)，取壊し等を指します。

・　処分の内容に応じて，承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。

・　承認を受けないで処分した場合は，補助金の返還だけでなく，加算金などの厳しい処分を受ける場合があります。

・　「処分制限期間」は，厚生労働省の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定めがあります。

８　県単独補助金

　　当県では，障害児者の重度化・高齢化や親亡き後に備えるとともに，障害児者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため，**地域生活支援拠点**及び**精神障害者及び重度障害者に対応した共同生活援助事業所**の整備については，国庫協議不採択後に，県単独補助金にて補助協議額と同額の補助を行う場合があります。

９　問合せ先等

・　本事業に関する要綱，通知，様式等は，県障害福祉課ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi>/

・　本補助制度の概要等についての御質問は，**メール**で受け付けます。また，来庁しての御相談を御希望の方は，**必ず事前に御連絡ください**。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電　　話：０２２－２１１－２５４４

E‐mail：syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp